

インフルエンサーを活用した情報発信事業 業務委託 仕様書

1. 業務名

インフルエンサーを活用した情報発信事業 業務委託

2. 業務の目的

本業務は、那須町・白河市(以下、「両地域」とする。)の共通資源であるゴルフ場を中心に、それぞれの観光地の周遊促進を図るため、インフルエンサーを起用し、Youtube や Instagram 等の SNS により効果的な情報発信を行うことで、両地域のイメージアップや認知度向上につなげ、地域内外からの来訪の動機づけを図ることを目的とする。

3. 事業期間

契約締結日から令和8年3月13日まで

4. 委託上限額

3, 200, 000円(地方税及び地方消費税を含む。)を上限とする。

※本業務の内容実施に係る全ての経費を含む。

5. 委託業務の内容

(1) 基本的な考え方

本業務の実施にあたっては、受託者は、民間事業者としての知識・経験・技術力及びコスト意識等を取り入れることを前提とし、そのうえで、インフルエンサーのキャスティング及び出演交渉、企画立案、投稿内容の確認及び補助、スケジュール調整、本業務に関する民間施設の予約、2次利用の権利処理等、最終的な効果測定及び実績報告に至るまでの一切の調整及び許認可の手続きを行うこと。

(2) インフルエンサーの選定について

①下記(3)情報発信内容についての要件にあったインフルエンサーを2人以上起用すること。

②SNS(基準は Instagram)のフォロワー数 10 万～100 万人程度を有するミドルインフルエンサー及びフォロワー数 1 万～10 万人程度を有するマイクロインフルエンサーを起用すること。

③日ごろから投稿頻度が高く、本業務に規定するターゲットに対しエンゲージメント率の高いインフルエンサーを起用すること。

(3) 情報発信の内容について

両地域の観光コンテンツの認知度向上と需要喚起を促し、当地域への観光の動機付け

を図ることを目的として、インフルエンサーを招聘し、観光体験を行い、インフルエンサーの SNS アカウントで写真若しくは動画による情報発信を行うこと。

①観光体験について

- ・ゴルフに関するもの
- ・グルメに関するもの
- ・温泉、宿泊施設に関するもの
- ・自然に関するもの
- ・その他観光に関するもの

②撮影及び投稿の時期等について

予算の範囲において、最も効果的に PR ができる撮影及び投稿時期とすること。

③ターゲットについて

(ア)ゴルフ好きの30代～50代の男性。居住地は問わない。

(イ)食や観光スポットを巡るのが好きな20代～40代。居住地は栃木県又は福島県。

(4) 画像・動画の投稿について

①画像・動画の投稿先については、インフルエンサーの SNS アカウントとし、本業務の内容を踏まえ、最も効果的であるソーシャルメディアに投稿すること。なお、インフルエンサーが、SNS アカウントを複数所有する場合 (Instagram、X、Tiktok 等) は、可能な限り複数の SNS アカウントにて投稿するよう配慮すること。

②画像・動画の投稿数については、予算の範囲内において最も効果的に PR ができる数とすること。

(5) 独自提案

委託金額の範囲内において、インフルエンサーを活用した SNS 情報発信にて両地域のイメージアップや認知度向上につながる独自の企画などがあれば提案すること。

6. 投稿の目標・効果測定・実績報告について

(1) 目標

受託者は、本業務における運営目標 (エンゲージメント率等) を企画提案時に明示すること。なお、最終的な運営目標は、本協議会と協議のうえ決定し、受託期間中は達成に向けて施策を講じること。

(2) 効果測定

配信した動画毎に、運営目標に対する結果を集約し検証・分析を行うこと。

(3) 実績報告

本業務の実施概要、実績、効果等を含む業務実績報告書を作成し提出すること。また、本業務の結果を踏まえ、今後のインフルエンサーを活用した SNS 情報発信に関する効果向上の提案を行うこと。

7. 成果品

(1) 提出する成果品(紙媒体及び電子媒体一式)

- ・実績報告書:業務実施内容及び閲覧数等の業務成果の詳細
- ・情報発信の内容、回数、成果等が確認できる資料:投稿画面のコピー等
- ・情報発信に使用した資料:投稿に使用した画像、映像等(提出可能なもの)
- ・その他、委託者が業務の確認に必要と認める書類

(2) 納品場所

那須白河観光推進協議会事務局 白河市産業部観光課観光振興係
〒961-8602 福島県白河市八幡小路7番地1

8. 著作権等の取り扱い

(1) 著作権等に関する権利については、原則受託者に帰属する。

しかし、当協議会の広報及び宣伝を目的とした二次使用(SNS及びポスター、ホームページへの掲載等)に使用する場合において、1人について最低1カットは無償で利用できるよう協議を行うこと。

(2) 受託者は、納品する成果物について、第三者の商標権、肖像権、著作権その他の諸権利を侵害するものではないことを保証することとし、成果物について第三者の権利を侵害した場合に生じる問題の責任は、受託者が負うものとする。

(3) 投稿は、原則として公開から1年間は削除や非公開の設定をしてはならない。

9. その他

(1) 特記事項

・情報発信内容については、委託者と協議により決定するため企画提案による内容等を変更する場合がある。

・本仕様書は、業務の大要を示すものであり、本仕様書に記載されていない事項であっても状況に応じ、本委託業務遂行上必要である業務については、契約金額の範囲内で実施するものとする。

・本業務により生じるすべての成果物を市の許可なく公表及び貸与してはならない。また、本業務実施により知り得た事項を第三者に漏洩及び開示してはならない。これらのことは、本業務終了後においても同様とする。

・受託者は業務遂行にあたっては委託者と十分な協議打合せを行ったうえで、進捗状況を随時報告するものとする。

・本業務遂行にあたり、問題が生じた際は適切な措置を講じるとともに、市にその都度報告し、指示を受けること。詳細については市と別途協議する。

・本業務実施にあたり疑義が生じた場合は、市と受託者で協議を行い、業務を遂行するものとする。

(2) 担当部署

那須白河観光推進協議会事務局 白河市産業部観光課観光振興係 担当:穀田

所在地 〒961-8602 福島県白河市八幡小路7番地1

電話 0248-28-5526

FAX 0248-24-1844

メールアドレス kanko@city.shirakawa.fukushima.jp